

## 目 次

## 第1章 総則・適用事業・被保険者

過去問全肢  
解析講座  
テキスト

		1	2
第1節	総則・適用事業	3	2
	第1項 総則	3	
	第2項 適用事業	9	
第2節	被保険者	12	2
	第1項 被保険者及び適用除外	12	
	第2項 被保険者の種類等	22	
第3節	届出	32	12
	第1項 適用事業所に関する届出	32	
	第2項 被保険者（日雇労働被保険者を除く）に関する届出	35	
	第3項 日雇労働被保険者に関する届出等	46	
	演習問題 / 48		

## 第2章 失業等給付

過去問全肢  
解析講座  
テキスト

		53	22
第1節	失業等給付の種類	55	22
	第1項 失業等給付の種類	55	
第2節	基本手当	58	22
	第1項 基本手当の受給資格要件	58	
	第2項 基本手当の受給手続	69	
	第3項 基本手当の日額	81	
	第4項 基本手当の受給期間及び給付日数	90	
	第5項 延長給付	109	
	第6項 基本手当等の給付制限	120	
第3節	基本手当以外の求職者給付	128	50
	第1項 傷病手当	128	
	第2項 一般被保険者に対する求職者給付	134	
	第3項 高年齢被保険者に対する求職者給付	137	
	第4項 短期雇用特例被保険者に対する求職者給付	140	
	第5項 日雇労働被保険者に対する求職者給付	147	
第4節	就職促進給付	161	62
	第1項 就業促進手当	161	

第5節	教育訓練給付 .....	185	68
	第1項 教育訓練給付 .....	185	
第6節	雇用継続給付 .....	205	76
	第1項 雇用継続給付 .....	205	
第7節	給付通則 .....	237	86
	第1項 通則 .....	237	
	第2項 不正受給による給付制限 .....	240	
	演習問題 /	244	

第3章	その他 .....	249	96
-----	-----------	-----	----

過去問全肢  
解析講座  
テキスト

第1項	雇用保険二事業 .....	251	
第2項	費用の負担 .....	262	
第3項	不服申立て .....	265	
第4項	雑則等 .....	269	
	演習問題 /	276	

雇用保険法 条文 / 278

索引 / 304

# 第 1 章

過去問全肢解析講座 ▶ テキスト 2 頁

## 総則・適用事業・被保険者



# 第1節 総則・適用事業

過去問全肢解析講座 ▶ テキスト 2 頁

## 第1項 総則

### 1 ■ 目的 (法1条)

雇用保険は、労働者が**失業した場合**及び労働者について**雇用の継続が困難**となる事由が生じた場合に**必要な給付**を行うほか、労働者が自ら職業に関する**教育訓練**を受けた場合に**必要な給付**を行うことにより、**労働者の生活及び雇用の安定**を図るとともに、**求職活動**を容易にする等その**就職を促進**し、あわせて、労働者の**職業の安定**に資するため、**失業の予防**、**雇用状態の是正及び雇用機会の増大**、労働者の**能力の開発及び向上**その他労働者の**福祉の増進**を図ることを目的とする。(H12・14・22選・28選)

<b>主たる目的</b>	(1)労働者が失業した場合 (2)雇用の継続が困難となる事由が生じた場合 (3)自ら職業に関する教育訓練を受けた場合	必要な給付を行うことにより、 ・労働者の生活及び雇用の安定を図る ・求職活動を容易にする等その就職を促進する
<b>付帯事業</b>	労働者の職業の安定に資するため ・失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大 ・労働者の能力の開発及び向上 ・その他労働者の福祉の増進を図る	

#### 〔雇用保険法の沿革〕

まず、戦後の失業対策として、昭和22年に『**失業保険法**』が制定され、その第1条は「被保険者が失業した場合に、失業保険金を支給して、その生活の安定を図ることを目的とする」と規定し、失業者のみを対象とするもの

であった。この法律は、憲法27条1項の「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」による「**勤労権**」に基づいて制定されたもので、高度経済成長期に至るまで失業対策の主役を担ってきた。しかし、昭和48年の第1次オイルショックにより経済成長が鈍化し、人員整理や倒産等の問題が生じてきた。そこで、政府は、失業のみを保険事故とせず、在職者の雇用の安定等失業の予防をも含む総合的な雇用対策の法律として失業保険法を抜本改正し、昭和49年12月に『**雇用保険法**』を成立させ、昭和50年4月1日（一部は昭和50年1月1日）から施行されることになった。

### 〔雇用保険法の特徴〕

失業問題は、ただ単に個々の労働者のみならず、国民経済に大きな影響を及ぼすため、政治的な問題でもある。そのため雇用保険法は、他の保険法とは異なる独特な特色を持っている。第1条を読んでみれば分かるように、「**必要な給付**」とあり、労災保険法のように「**必要な保険給付**」を行うものではない。これは、雇用保険法が厳格に「**保険原理**」に従っているわけではないことを示している。

例えば、保険原理では「**拠出なければ給付なし**」と言われるが、雇用保険では事業主との雇用関係が存続する限り、賃金の支払の有無にかかわらず（つまり、保険料の納付の有無にかかわらず）、保険事故が生じた場合には、要件を満たす限り、失業等給付を行う。また、故意に保険事故を生じさせた者に対して給付をしないのが保険原理であるところ、離職時は故意による失業であっても、時間の経過とともに真の失業状態に至ることがあり、このような者を放っておけば政治問題にもつながりかねないため、これまた要件を満たす限り、失業等給付を行う。

雇用保険法は、上記のような独特な性格を有する他にも、全体構造、手続きの流れ（実務的要素）、語句、数字など、社労士試験としてのエッセンスが凝縮された法律であり、労働市場の法の一環として労働一般常識科目との関連性もあるので、しっかり学習していただきたい。

## 2 ■ 雇用保険事業（法3条）

雇用保険は、上記の目的を達成するため、**失業等給付**を行うほか、**雇用安定事業**及び**能力開発事業**を行うことができる。〈H14・25〉

### ●雇用保険の全体図

雇用保険では、必要な給付として「**失業等給付**」があり、当該給付は、①求職者給付、②就職促進給付、③教育訓練給付、④雇用継続給付、から構成されている。

また、附帯事業として「**雇用保険二事業**」が行われており、当該事業は、①雇用安定事業、②能力開発事業、から構成されている。

